

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
15	子ども・子育て支援法及び児童福祉法に基づく保育等に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

浦安市は、子ども・子育て支援法及び児童福祉法に基づく保育等に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

評価実施機関名

浦安市長

公表日

令和5年11月22日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	子ども・子育て支援法及び児童福祉法に基づく保育等に関する事務
②事務の概要	子ども・子育て支援法や児童福祉法及び学校教育法など関連法に則り、幼稚園や保育所等の利用について、支給認定の管理、利用調整、利用者負担の決定・徴収、給付費の支給を行う。 子ども・子育て支援法等関連法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下「番号法」という。)に基づき、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 1 申請書や届出書に関する確認 2 支給認定要件の確認 3 保護者情報の確認 4 利用調整 5 保育料算定に必要な各種情報の照会 6 保育料算定・収納・滞納整理業務 7 子育てワンストップサービス ①マイナポータルを通じて利用できるサービス検索・電子申請機能により、届出等の書類を受領する。
③システムの名称	①保育システム ②統合連携DBサーバ ③団体内統合宛名システム ④中間サーバ-GW ⑤中間サーバ ⑥サービス検索・電子申請機能
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)子ども・子育て支援情報ファイル (2)統合連携DBファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表一 94の項 番号法別表一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日命令第5号)第68条 番号法第9条第1項 別表一 8の項 番号法別表一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日命令第5号)第8条 番号法第9条第1項 別表一 56の項 番号法別表一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日命令第5号)第44条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) :なし (別表第二における情報照会の根拠) :13、16、116の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日命令第7号) (別表第二における情報提供の根拠) :なし (別表第二における情報照会の根拠) :13の項 第10条の3 :16の項 第12条 :116の項 第59条の2
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康こども部保育幼稚園課
②所属長の役職名	保育幼稚園課長
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	郵便番号279-8501 千葉県浦安市猫実一丁目1番1号 浦安市総務部法務文書課(情報公開室)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	郵便番号279-8501 千葉県浦安市猫実一丁目1番1号 浦安市健康こども部保育幼稚園課 電話番号 047-351-1111

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年10月20日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年10月20日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [O]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[O] 自己点検 [O] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年8月1日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成27年1月31日時点	平成28年1月1日時点	事後	児童福祉法に基づく法定事務が追加されたため、再評価を実施
平成28年8月1日	II しいき値判断項目 2. 特定個人情報ファイル取扱者は500人以上か いつの時点の計数か	平成27年1月31日時点	平成28年1月1日時点	事後	児童福祉法に基づく法定事務が追加されたため、再評価を実施
平成28年12月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) :なし (別表第二における情報照会の根拠) :13、16、116の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日命令第7号) (別表第二における情報提供の根拠) :なし (別表第二における情報照会の根拠) :13の項 未定 :16の項 第12条 :116の項 未定	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) :なし (別表第二における情報照会の根拠) :13、16、116の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日命令第7号) (別表第二における情報提供の根拠) :なし (別表第二における情報照会の根拠) :13の項 第10条の3 :16の項 第12条 :116の項 第59条の2	事前	
令和1年6月28日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	こども部保育幼稚園課	健康こども部保育幼稚園課	事後	
令和1年6月28日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	保育幼稚園課長 熊川 利幸	保育幼稚園課長	事後	
令和1年6月28日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	総務課	法務文書課	事後	
令和1年6月28日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	こども部保育幼稚園課	健康こども部保育幼稚園課	事後	
令和1年6月28日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成28年1月1日 時点	平成31年1月31日 時点	事後	評価再実施に伴う変更
令和1年6月28日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成28年1月1日 時点	平成31年1月31日 時点	事後	評価再実施に伴う変更
令和1年6月28日	IVリスク対策		追加	事後	様式変更のため
令和3年10月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) :なし (別表第二における情報照会の根拠) :13、16、116の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日命令第7号) (別表第二における情報提供の根拠) :なし (別表第二における情報照会の根拠) :13の項 第10条の3 :16の項 第12条 :116の項 第59条の2	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) :なし (別表第二における情報照会の根拠) :13、16、116の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日命令第7号) (別表第二における情報提供の根拠) :なし (別表第二における情報照会の根拠) :13の項 第10条の3 :16の項 第12条 :116の項 第59条の2	事後	番号法の一部改正に伴う変更になるため、重要な変更該当しない。
令和4年12月28日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	子ども・子育て支援法や児童福祉法及び学校教育法など関連法に則り、幼稚園や保育所等の利用について、支給認定の管理、利用調整、利用者負担の決定・徴収、給付費の支給を行う。 子ども・子育て支援法等関連法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下「番号法」という。))に基づき、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①申請書や届出書に関する確認 ②支給認定要件の確認 ③保護者情報の確認 ④利用調整 ⑤保育料算定に必要な各種情報の照会 ⑥保育料算定・収納・滞納整理業務	子ども・子育て支援法や児童福祉法及び学校教育法など関連法に則り、幼稚園や保育所等の利用について、支給認定の管理、利用調整、利用者負担の決定・徴収、給付費の支給を行う。 子ども・子育て支援法等関連法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下「番号法」という。))に基づき、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 1 申請書や届出書に関する確認 2 支給認定要件の確認 3 保護者情報の確認 4 利用調整 5 保育料算定に必要な各種情報の照会 6 保育料算定・収納・滞納整理業務 7 子育てフンストップサービス ①マイナポータルを通じて利用できるサービス 検索・電子申請機能により、届出等の書類を受領する。	事後	新たな事務の開始のため
令和4年12月28日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	①保育システム ②統合連携DBサーバ ③団体内統合宛名システム ④中間サーバ-GW ⑤中間サーバ	①保育システム ②統合連携DBサーバ ③団体内統合宛名システム ④中間サーバ-GW ⑤中間サーバ ⑥サービス検索・電子申請機能	事後	新たな事務の開始のため
令和4年12月28日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表一 94の項 番号法別表一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日命令第5号)第68条 番号法第9条第1項 別表一 8の項 番号法別表一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日命令第5号)第8条	番号法第9条第1項 別表一 94の項 番号法別表一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日命令第5号)第68条 番号法第9条第1項 別表一 8の項 番号法別表一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日命令第5号)第8条 番号法第9条第1項 別表一 56の項 番号法別表一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日命令第5号)第44条	事後	新たな事務の開始のため 表記の誤りの修正
令和5年11月22日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成31年1月31日 時点	令和5年10月20日 時点	事後	評価再実施に伴う変更
令和5年11月22日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成31年1月31日 時点	令和5年10月20日 時点	事後	評価再実施に伴う変更